

第一章

計画の基本的な考え方



1. 計画策定の趣旨

品川区においても高齢化は急速に進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合は平成14年に18%を超えた。長寿社会にふさわしい高齢者の保健福祉施策の充実は今後も区政の大きな課題である。介護保険制度は平成12年4月の導入から第一期の3年が経過し、より充実した制度とするための最初の見直しを行った。

今回の「いきいき計画21」は、老人保健福祉計画と介護保険事業計画を一体化したものであり、高齢社会をめぐる重要な課題に対して、第一期介護保険事業計画の運営状況をふまえ、今後めざすべき高齢者施策全体の基本的な方向性と目標を定め、その実現に向けて取り組むべき方策を明らかにするものである。

品川区高齢社会保健福祉総合計画

老人福祉法ならびに老人保健法に基づく老人保健福祉計画として位置づけられ、高齢者に関する政策全般にわたる計画で、介護保険事業計画を包含する。

根拠法令 老人福祉法第20条の8および老人保健法第46条の18

品川区介護保険事業計画

介護保険法に基づく計画で、5年を一期として、事業の実施状況をふまえながら3年ごとに改定する。この計画に基づき、基盤整備を進めるとともに第1号被保険者の保険料率の算定を行う。

根拠法令 介護保険法第117条

< 関連計画との関係 >

第三次品川区長期基本計画

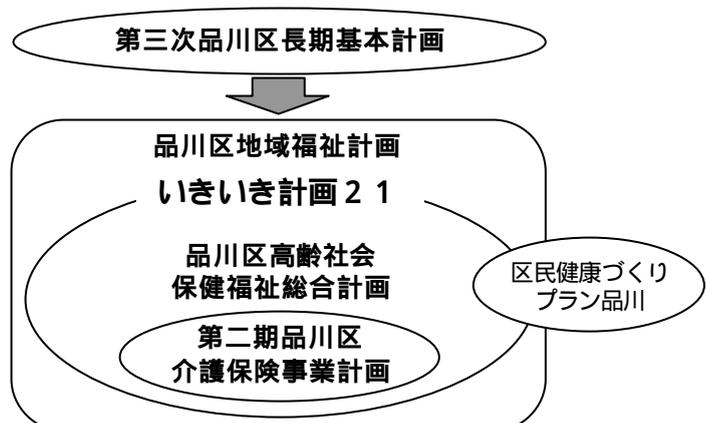
第三次長期基本計画（平成13年3月策定）は、品川区基本構想（昭和63年4月）を受けて、その実現のために長期的に取り組むべき事業等の大綱を定めたもので、区政運営の指針であるとともに、本計画の上位計画である。

品川区地域福祉計画

社会福祉法に基づく計画で、高齢者・障害者・児童等の分野を網羅し、それらを地域福祉という共通の視点およびしくみによってつなぎ合わせる計画として、平成15年3月に策定する。

区民健康づくりプラン品川

健康増進法に基づく計画で、区民の総合的な健康づくり計画として作成するものであり、本計画と整合をとりつつ平成15年3月に策定する。



2.計画の理念と高齢者介護の目標

(1)計画の基本理念・基本原則・基本目標

基本理念 安心して高齢期をおくることができる協働社会の創造

基本原則

高齢者がともに社会をになう

高齢者自身が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の一員として、他の世代の人たちとともに積極的にその役割を果たすことが期待される。

高齢者と家族の気持ちと主体性の尊重

心身が不自由になっても安心して住み慣れたわが家で暮らし続けるために、高齢者本人や介護する家族の気持ちと主体性を尊重し、高齢者と家族が自立的に生活することを支援する視点が重要である。

地域社会における信頼関係の確立

区民・行政・サービス提供機関が協働し、高齢者を社会全体で支えるためには、相互の信頼関係を確立することが必要である。

基本目標

高齢者が「いきいき元気」に過ごせる地域社会を実現する

人生経験が豊かな高齢者が、その主体性を尊重され、社会のなかで役割を果たしていくことは、生活の質を確保するために重要である。さまざまなライフスタイルや価値観をもつ高齢者がそれぞれの多様性に応じて、いきいきと充実した生活を送ることのできる社会をつくる。

高齢者を「ふれあい・助け合い」によって支える地域社会を実現する

元気な高齢者が多数を占める一方、加齢による心身の衰えから何らかの支援を必要としている高齢者に対し、地域社会が相互扶助の精神で、行政・サービス提供機関と力を合わせて支えるコミュニティ（地域）ケア体制をつくる。

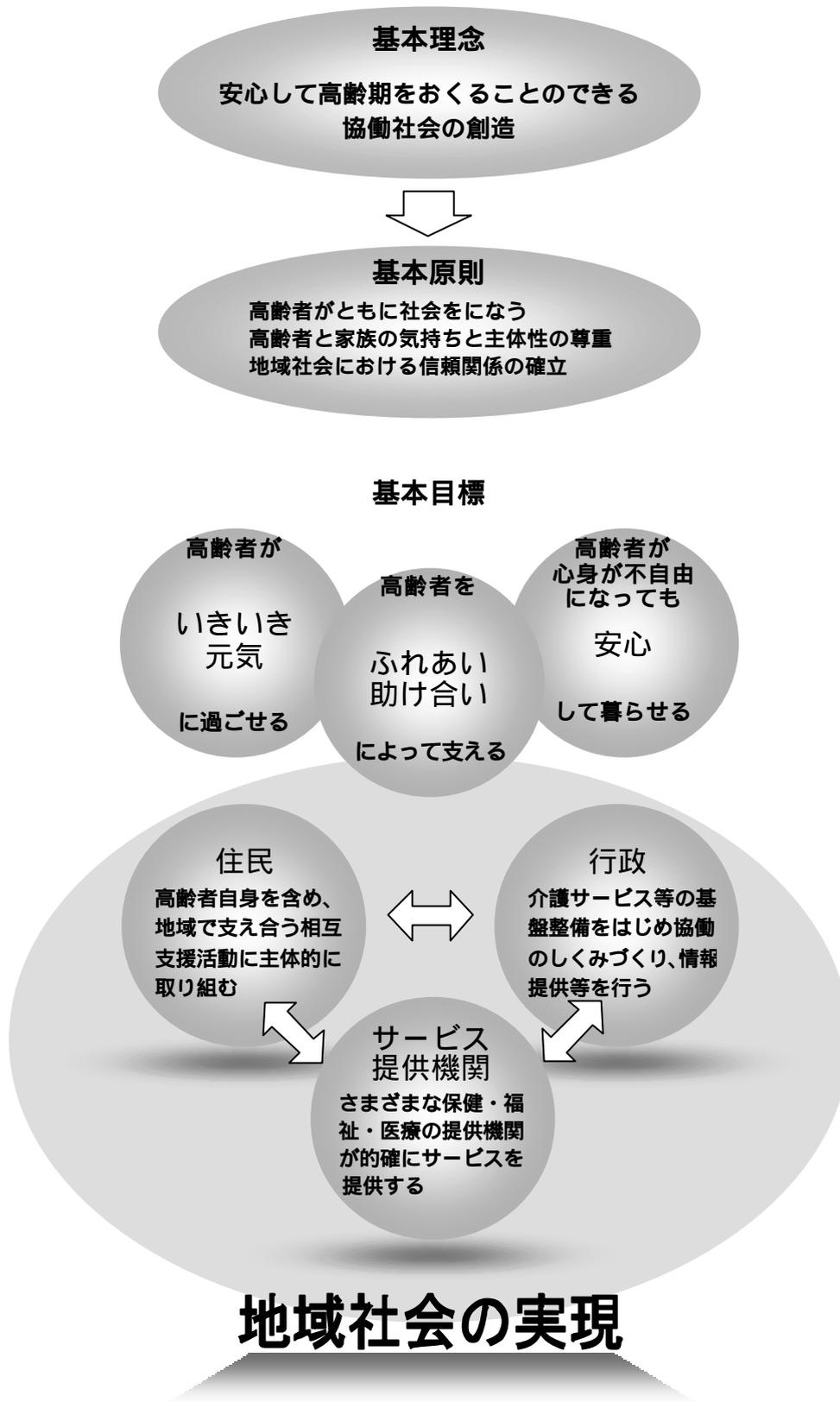
高齢者が、心身が不自由になっても「安心」して暮らせる地域社会を実現する

介護が必要になった時、必要なサービスが総合的に利用できる体制を身近な地域でつくる。

住民・行政・サービス提供機関が協働し、それぞれの役割を果たす地域社会を実現する

区民・行政・サービス提供機関が協働していくためには、相互の理解と信頼が不可欠であり、この信頼関係の確立に向けて、区はさまざまな場と機会を通じた情報の提供を図り、必要なしくみづくりを行うなど、行政としての役割を果たす。

いきいき計画21の理念・原則・目標



(2)高齡者介護の目標・原則

品川区が平成10年度に行った高齡者実態調査以降、12年度・14年度の世論調査等においても高齡者の約7割が在宅での介護を希望している。さらに、第一期に実施した主要サービスの利用者評価における区民の意向などもふまえ、品川区は以下のような高齡者介護のあり方をめざすこととし、その実現のために、7つの事項を<基本原則>とする。

「品川区がめざす高齡者介護のあり方・目標」

高齡者と家族が、介護保険サービスを含む公的サービスと住民の共助活動、民間サービスを活用しながら、心身が不自由になっても住み慣れた「我が家」での生活を送ることができる。そのなかで、在宅生活を可能な限り追求し、その継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが立つ。

「高齡者介護の7原則」

自立支援と家族への支援

介護が必要な高齡者等の自立の支援およびその家族の支援をめざすこと
利用者本位

介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること

予防の重視

高齡者等の心身の能力の維持向上と、その機能の低下の予防を重視すること
総合的効率的なサービスの提供

保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること

在宅生活の重視

高齡者等が可能なかぎり自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること

制度の健全運営

保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること

地域の支え合い(コミュニティケア)

地域における住民相互の支援活動との連携が図られること

以上の基本原則に基づき、品川区は<保険者としての役割>を次のように考える。

保険者としての役割
<p>(1) 介護保険制度の健全な運営</p> <p>介護保険事業計画の策定と推進 給付水準と保険料水準（需要と供給）の見込み、保険料の設定、 保険給付の管理、計画の見直し 制度の運営 被保険者管理、保険料の賦課・徴収、要介護認定</p> <p>(2) 介護サービスの提供体制と介護サービス基盤の整備</p> <p>在宅介護支援システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的、効率的なケアマネジメント ・特別養護老人ホーム等の入所調整のしくみ <p>多様なサービス提供者の確保と適切な管理指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズへの柔軟な対応 ・サービスおよびその提供者の選択肢の確保 <p>介護施設等の整備と地域の既存施設の活用 人材の育成</p> <p>(3) 品川区がめざす高齢者介護を実現するためのしくみづくり</p> <p>安心して介護サービスを利用できるしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情相談窓口の設置と対応システム ・サービス評価・向上のしくみ ・痴呆性高齢者等の権利擁護のしくみ <p>コミュニティケアと予防のためのしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護の課題（痴呆性高齢者のケアや地域リハビリ）への取り組み ・地域の支え合い（ふれあいサポート活動）との連携 ・介護予防・生活支援・家族支援事業の充実と活用 <p>区民の理解を得て制度を円滑に運営するためのしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報の提供 ・介護保険制度推進委員会の運営

3.計画期間

平成 15 年度～19 年度（5 年間）

本計画は、前回の品川区高齢社会保健福祉総合計画（平成 13 年度～16 年度）と介護保険事業計画（平成 12 年度～16 年度）について一体的に検討・見直しを行い、平成 22 年度までを視野に入れつつ、5 か年計画として策定した。

本計画は、3 か年ごとに計画の実施状況をふまえ、必要な改定を行う。

4.計画の推進体制

(1)計画改定の経緯

『品川区高齢社会保健福祉総合計画（いきいき計画 21）』は、地域福祉計画として平成 5 年 3 月に策定。（平成 5 年度～12 年度の 8 か年計画）

『第一期品川区介護保険事業計画』は、平成 10 年 12 月に設置した「品川区介護保険事業計画策定委員会」における 10 回の討議を経て、12 年 3 月に策定した。

『第二次品川区高齢社会保健福祉総合計画』は、上記「品川区介護保険事業計画策定委員会」において第一次計画の成果をふまえ、改定について検討し、上位計画である『第三次品川区長期基本計画』の策定（平成 13 年 3 月）に合わせ、平成 13 年 3 月に策定した。

介護保険制度開始以降は、平成 12 年 7 月に「品川区介護保険制度推進委員会」を設置し、第一期の計画の運営状況を検証し、円滑な制度運営および計画改定のための審議を行ってきた。計画改定にあたっては、以下のような実態把握に努めた。

- ・平成 12 年度に設置した「品川区介護サービス向上委員会」において、苦情対応の実態把握、サービスの評価および質の向上のしくみに関する検討を行った。
- ・その過程で、サービス評価における在宅サービス利用者へのアンケートおよびサービス事業者の調査、サービス事業者・ケアマネジャーへのヒアリング等を実施し、実態および意向の把握を行った。
- ・平成 14 年度に「世論調査」、「ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯調査」等を行った。
- ・その他、広報紙、住民説明会・学習会、CATV、ホームページ等を通し、区民への周知とともに意見要望の把握を行った。

本計画の策定にあたっては、長期基本計画の第二次品川区総合実施計画（平成 15 年度～17 年度）との整合性を図った。

(2)計画の推進体制

品川区介護保険制度推進委員会は、介護保険事業の実施状況を把握して、その評価を行うことにより事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑で公正な運営を図るため、「品川区介護保険制度に関する条例」に基づき区長の附属機関として設置された委員会である。

この委員会において、介護保険事業および本計画にかかる高齢者保健福祉施策について審議し、本計画の推進を図っていく。

* 品川区介護保険制度推進委員会 資料編参照

* 品川区介護保険制度に関する条例 資料編参照

(3)区民への周知

介護保険制度の円滑な運営には、区民の理解と協力が不可欠であり、区は保険者として、広報および利用者に対する情報の提供に努めてきたが、区民からはさらにわかりやすいPRや情報提供を求められている。介護保険制度の周知は第二期の重要な課題である。

区民の理解を進めるには、介護保険制度のみならず高齢者保健福祉施策全般を含め、それぞれの立場、状況によって内容および周知方法を工夫する必要がある。

今後は、日々の相談においてのきめ細かな対応、パンフレット類の整備、広報紙・ホームページ・CATVなどを活用しての広報活動、地域で高齢者支援の中心となっている民生委員や、町会・自治会、区民グループ等の要請に応じた説明会など、内容と手段の充実に努め、より一層の趣旨の普及を図っていく。